

雇用管理指導業務

《論点等説明資料》

省内事業仕分け室作成資料

主な論点

- 障害者雇用率を達成させるための指導は、計画的かつ効果的に行われているか。

(参考)

	実雇用率	達成企業割合
平成 19 年 6 月 1 日	1.55%	43.8%
平成 20 年 6 月 1 日	1.59%	44.9%
平成 21 年 6 月 1 日	1.63%	45.5%

- 高齢者雇用確保措置についての企業への指導は、計画的かつ効果的に行われているか。

(参考) 指導実績 (規模 31 人以上の企業)

高齢者雇用確保措置を導入していない企業への指導

: 5,951 企業 → 2,051 企業が導入 (平成 22 年 3 月まで)

63 歳までの高齢者雇用確保措置を講じていた企業への指導

: 15,035 企業 → 13,813 企業が 64 歳以上に (平成 22 年 3 月まで)

労使協定がなく、継続雇用基準を就業規則により定めている企業への指導

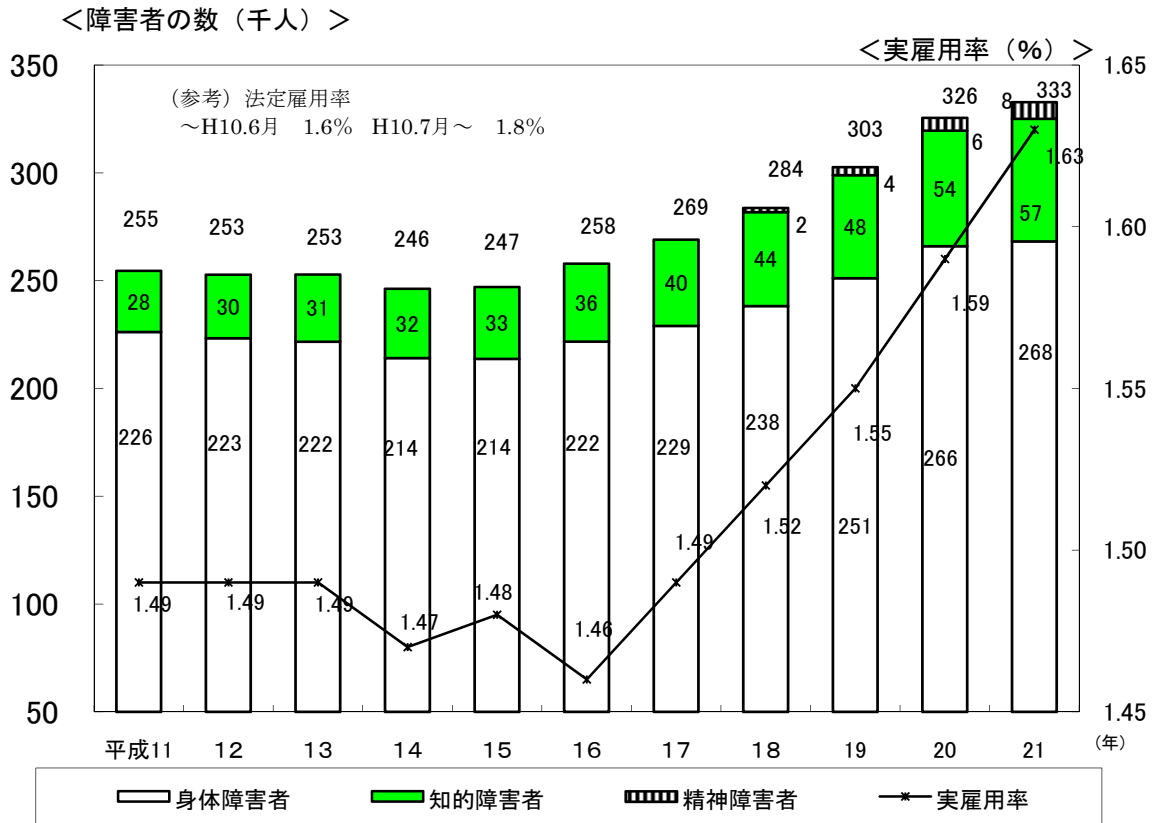
: 15,934 企業 → 14,177 企業が平成 23 年 3 月までに労使協定締結 (予定)

(次ページに続く)

<障害者雇用率達成指導業務>

○ 障害者雇用率未達成企業の状況について、問題点、原因を十分に把握・分析しているか。

(参考1) 法定雇用率、実雇用率の推移



(参考2) 未達成企業の業種別・規模別の状況(平成21年6月1日現在)

① 産業別の雇用状況

区分	実雇用率	法定雇用率達成企業の割合
産業計	1.63%	45.5%
農、林、漁業	1.70%	56.1%
建設業	1.51%	46.1%
製造業	1.76%	54.9%
卸売業、小売業	1.41%	34.3%
宿泊業、飲食サービス業	1.55%	42.3%
医療、福祉	1.95%	58.1%
サービス業	1.54%	41.8%

(次ページに続く)

② 企業規模別の雇用状況

区分	実雇用率	法定雇用率達成 企業の割合
規模計	1. 6 3 %	4 5. 5 %
5 6 ~ 9 9 人	1. 4 0 %	4 4. 7 %
1 0 0 ~ 2 9 9 人	1. 3 5 %	4 6. 0 %
3 0 0 ~ 4 9 9 人	1. 5 9 %	4 5. 6 %
5 0 0 ~ 9 9 9 人	1. 6 4 %	4 4. 3 %
1 0 0 0 人以上	1. 8 3 %	4 9. 2 %

- 障害者雇用率を達成させるための指導は、計画的かつ効果的に行われているか。
- 障害者雇用率達成指導業務と職業紹介業務の連携は十分に図られているか。
- 公的機関への障害者雇用率達成に向けた指導はどのように行っているのか。
特に、教育委員会に対する指導は効果的に行っているのか。

(参考1) 公的機関の達成状況

機関(法定雇用率)	実雇用率	達成状況 (達成機関/全機関)	達成割合 (%)
国 (2.1%)	2.17%	38/39	97.4%
独立行政法人(2.1%)	2.28%	78/93	83.9%
国立大学法人(2.1%)	2.01%	60/90	66.7%
都道府県 (2.1%)	(知事部局) 2.49%	47/47	100.0%
	(上記以外) 2.44%	108/113	95.6%
市町村 (2.1%)	2.37%	2,146/2,448	87.7%
教育委員会 (2.0%)	(都道府県) 1.70%	6/47	12.8%
	(市町村) 1.84%	69/91	75.8%

(参考2) 教育委員会への指導実績

- 平成20年10月28日、平成20年6月1日現在において雇用率未達成の教育委員会に対して採用計画(平成21年1月1日~23年12月31日の3年間)を作成するよう通知 【実績】 43教育委員会
- 平成21年3月27日、平成18年1月1日~20年12月31日の3年間の採用計画終期の状況に基づき、適正実施勧告を発出 【実績】 37教育委員会

(次ページに続く)

- 雇入れ計画の作成命令はきちんと行われているか。その後のフォローアップは効果的に行われているか。

(参考) 雇入れ計画作成命令等の発出状況

雇入れ計画期間	計画作成命令		適正実施勧告		特別指導		公表	
	年度	件数	年度	件数	年度	件数	年度	件数
16. 1. 1-18. 12. 31	15	374	17	72	19	26	19	3
17. 1. 1-19. 12. 31	16	433	18	124	20	46	20	4
18. 1. 1-20. 12. 31	17	456	19	143	21	66	21	7
19. 1. 1-21. 12. 31	18	951	20	313	22	92		
20. 1. 1-22. 12. 31	19	692	21	274				
21. 1. 1-23. 12. 31	20	373						
22. 1. 1-24. 12. 31	21	391						

<改正障害者雇用促進法の周知>

- 改正障害者雇用促進法の施行（平成22年7月）による雇用率達成指導の対象はどのくらい拡大するのか。改正法に係る周知は十分に図られているか。計画的かつ効果的な指導を行う体制はできているのか。

(参考1) 雇用すべき障害者が増加すると見込まれる企業の数

平成21年6月1日現在の法定雇用障害者数よりも1人以上多くの障害者を雇用する必要が生じる事業主は、21年の報告事業主72,328社のうち、7,572社

※短時間労働者が雇用率の算定に算入されることを踏まえて一定の仮定をおいて推計

(参考2) 周知実績

- ・改正法周知用リーフレットの作成・全対象企業に対する配布（累計約40万枚）
- ・事業主団体に対する傘下企業へ周知依頼
- ・事業主向け各種セミナー等における周知
- ・政府広報（HP、ラジオ）

（次ページに続く）

<高年齢者雇用確保措置導入指導>

○ 高年齢者雇用確保措置（定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の定めの廃止）の導入状況について、どのように把握、分析しているのか。

（参考）企業規模別の導入状況

	企業規模				
	計	31～50人	51～100人	101～300人	301人以上
確保措置実施済み企業割合	95.6% (97.2%)	92.4%	96.1%	98.0%	98.7%

※資料出所：厚生労働省「平成21年高年齢者雇用状況報告」

※平成21年より31～50人規模を追加

※（ ）内は51人以上規模で集計した結果

【高年齢者雇用確保措置の内容別企業数・構成比】

	①定年の定めの廃止		②定年の引き上げ		③継続雇用制度の導入		①+②+③合計	
	31～300人	3.1%		16.0%		80.8%		100.0%
31～50人	4.7%		20.1%		75.2%		100.0%	
51～300人	2.3% (2.4%)		13.9% (13.5%)		83.8% (84.1%)		100.0% (100.0%)	
301人以上	0.6% (0.5%)		7.2% (6.9%)		92.2% (92.6%)		100.0% (100.0%)	
企業数	2.9%		15.1%		82.1%		100%	
	51人以上	2.0% (2.1%)	51人以上	12.8% (12.5%)	51人以上	85.1% (85.4%)	51人以上	100% (100%)

※資料出所：厚生労働省「平成21年高年齢者雇用状況報告」

※（ ）内は平成20年。

※平成21年より31～50人規模を追加。

○ 高年齢者雇用確保措置を導入していない企業への指導は、計画的かつ効果的に行われているのか。

（参考）指導状況

- ・ 高年齢者雇用確保措置を導入していない企業への指導
5,951企業→ 2,051企業が導入（平成22年3月まで）
- ・ 63歳までの高年齢者雇用確保措置を講じていた企業への指導
15,035企業→ 13,813企業が64歳以上に（平成22年3月まで）
- ・ 継続雇用基準を就業規則により定めている企業への指導
15,934企業→ 14,177企業が平成23年3月までに労使協定締結（予定）

（次ページに続く）

- 31人以上の企業の95.6%に高齢者雇用確保措置が導入されている状況であるが、30人以下の企業については、どのように導入を進めていくのか。十分かつ計画的な助言等を行っているのか。

(参考) 30人以下の企業における高齢者雇用確保措置の助言等の実施状況

30人以下規模企業に対しては、ハローワークでの求人説明会や事業主団体の会合等の際に集団指導を実施：256回、8,197企業

- 将来的には、希望する高齢者全員を対象として雇用を確保していく必要があるが、どのように進めていくのか。

(参考) 希望する者が全員65歳まで働ける企業の割合

	計	31～300人			301人以上
		31～50人	51～300人		
希望者全員が65歳まで働ける企業	60,886企業	57,567企業	23,408企業	34,159企業 (33,609企業)	3,319企業 (3,017企業)
	44.6%	47.0%	53.4%	43.4% (42.2%)	23.5% (21.2%)

※資料出所：厚生労働省「平成21年高齢者雇用状況報告」

※()内は平成20年。

※平成21年より31～50人規模を追加。

<その他の雇用管理指導>

- 労働者の募集、採用時における年齢制限の原則禁止や、有期契約労働者の雇用管理の改善のためのガイドラインなど、雇用管理に関して事業主が遵守すべき事項について、事業主への周知広報は計画的かつ効果的に行われているのか。

(参考) 年齢制限禁止指針、有期契約労働者の雇用管理のためのガイドラインの概要

<年齢制限禁止について>

雇用対策法第10条では、労働者一人一人により均等な雇用機会が与えられるよう、募集・採用において年齢を制限することを原則として禁止している。ただし、省令に定める一定の合理的な理由(例外事由)がある場合にのみ、例外的に年齢の条件を課することができる。

<有期契約労働者の雇用管理のためのガイドライン>

有期契約労働者の雇用管理の改善が図られるよう、事業主が講ずべき必要な事項や配慮すべき取組を示したもの(平成20年7月29日策定)